

平成25年度分の内部通報の概要等

(1) 通報の状況

通報窓口	通報件数	左の通報件数のうち		備考
		受理件数	不受理件数	
総合窓口 (総務部人事課)	1	1	0	
外部窓口 (外部窓口通報処理者)	1	1	0	
計	2	2	0	

(2) 通報の概要

【受理】

(総合窓口分：1件)

番号	受付日等	通報の概要	調査結果、是正措置の概要
25-1	(受付) 総務部 H26.3.26 (調査結果の 通知) H26.5.29	県有施設の排水について、公共下水道に接続されたが、必要な検査が必要ないことになっており、検査もされていない。	当該県有施設の排水は、公共下水道へ排出されていますが、当該施設は下水道法に規定する特定施設には該当しないことから、水質測定の義務はありません。

(外部窓口分：1件)

番号	受付日等	通報の概要	調査結果、是正措置の概要
24-5	(受付) 外部窓口 H25.2.21 総務部 H25.2.25 (調査結果の 通知) H25.3.22 (是正措置の 通知) H26.1.15	① 医師当直は時間外労働であり、割増賃金の支払いを求めた訴訟の上告審で、最高裁が平成25年2月に上告を不受理と決定したため、支払いを命じた判決が確定した。三重県では、医師当直はすべてが時間外労働ではなく、当直定額と実労働時間が時間外として請求できるが、いつから病院内での夜勤での拘束時間はすべて時間外として認められるのか。 ② 時間外労働時間の基礎計算の算定には、手当も含むという判決内容があり、初任給調整手当は、基礎計算に算定できると考えられるため、三重県規則の改正を求める。	① 当該裁判事例は、他県の県立病院における医師の宿日直勤務について、労働基準監督署長が断続的な宿直又は日直として許可を行った際に想定していたものとはかけ離れた実態にあったことから、労働基準法所定の断続的労働であるとは認められないと判断され、割増賃金を支払う義務があるとされたものである。 現在、県立病院で行っている宿日直勤務については、津労働基準監督署長から断続的な宿直又は日直として許可されたものとなっており、その勤務の実態は宿日直勤務の趣旨・内容に沿って行われていると考えている。 なお、宿日直勤務中に救急患者の対応等の通常の労働が行われる場合には、宿日直手当の支給と併せて、割増賃金として時間外勤務手当を支給することとしている。 ② 三重県病院事業庁では、三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程を改正(施行日：平成26年1月1日)し、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務一時間当たりの給与額の算定基礎とする給与額(月額)に、初任給調整手当及び特殊勤務手当(月額)を加えた。 なお、知事部局等の職員を対象とする「職員の給与に関する条例」についても、同趣旨の改正を行った。